

## 品川区保養施設の利用に係る区民宿泊料金補助金交付要綱

制定	平成24年3月27日	区長決定	
			要綱第67号
改正	平成25年2月19日	要綱第9号	
改正	平成26年3月5日	要綱第18号	
改正	平成27年3月27日	要綱第216号	
改正	平成29年2月28日	要綱第15号	
改正	平成31年4月1日	要綱第225号	
改正	令和3年5月31日	部長決定	
			要綱第166号
改正	令和4年3月8日	要綱第105号	
改正	令和5年2月9日	要綱第13号	

### (趣旨)

第1条 この要綱は、区民の健康増進および保養を図るため、区が民間事業者と使用貸借契約を締結して貸し付ける保養施設を区民が利用する場合において、宿泊料金の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運営事業者 区と施設の使用貸借契約を締結し、当該施設を保養施設として運営する民間事業者をいう。
- (2) 保養施設 区が運営事業者と使用貸借契約を締結して貸し付ける宿泊施設で、別表第1に掲げるものをいう。
- (3) 区民 次号から第10号までに掲げる者をいう。
- (4) 一般区民 品川区内に住所を有する者、品川区内に所在地を有する事業所に勤務する者および品川区内に所在地を有する学校に通学する者であって、小学校就学前の子ども（以下「乳幼児」という。）および次号から第10号までに掲げる者以外のものをいう。  
なお、学校とは学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による学校とする。
- (5) 高齢者 品川区内に住所を有する満70歳以上の者をいう。
- (6) 障害者・障害児 品川区内に住所を有し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定による身体障害者手帳、東京都知事が知的障害者（児）に発行する愛の手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による精神障害者保健福祉手帳および戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）の規定による戦傷病者手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）のいずれかを所持する者であって、別に定めるものをいう。
- (7) 障害者介護者 障害者・障害児と宿泊する介護者であって、別に定めるものをいう。

- (8) 高齢者介護者 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護状態にある者を現に介護する品川区内に住所を有する家族をいう。ただし、補助金の交付対象となる高齢者介護者は、要介護者1人につき2人を限度とする。
- (9) 乳幼児保護者 品川区内に住所を有し、乳幼児を現に養育する父母または養父母であって、乳幼児と宿泊する者をいう。ただし、補助金の交付対象となる乳幼児保護者は2人を限度とする。
- (10) 子ども 品川区内に住所を有し、小学校に在学する者をいう。
- (11) 証明書類等 区民であることが確認できる書類で、運転免許証、旅券その他の官公署が発行した免許証、許可証または身分証明書、健康保険証、社員証、学生証、身体障害者手帳、介護保険被保険者証等をいう。
- (12) 宿泊料金 区民が保養施設に宿泊する場合に適用する区との協議に基づき運営事業者が設定した料金で、別表第2に掲げるものをいう。ただし、運営事業者は、区と協議のうち、別表2に掲げる額以内で、区民が保養施設に宿泊する場合の料金を別に定めることができる。

（宿泊料金の補助）

第3条 区長は、区民が保養施設に宿泊する場合において、宿泊料金の一部を補助金として交付する。

2 前項の補助金の額は、1人1泊当たりの額とし、別表第3に定める。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、保養施設に宿泊する日（以下「宿泊日」という。）に区民である者とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、宿泊日に証明書類等の写しを運営事業者に提出し、または証明書類等を提示したうえで、所定の宿泊者名簿に必要事項を記入し、申請を行うものとする。

2 運営事業者は、前項の規定による証明書類等の写しの提出等があった場合は、前項の申請を行う者（以下「申請者」という。）が区民であることを確認するとともに、確認に係る証明書類等の名称を宿泊者名簿に記入し、または証明書類等の写しを添付するものとする。

3 運営事業者は、申請者から委任を受けた補助金の交付申請について、第1号様式により月毎に取りまとめ、翌月の15日までに前項に規定する宿泊者名簿および所定の報告書とともに区長に提出するものとする。

（宿泊料金の徴収）

第6条 運営事業者は、前条の規定により、申請者が区民であることを確認し、かつ、申請者が運営事業者に対して補助金の交付申請と代理受領を委任したときは、別表第4に定める額を申請者から徴収する。

（補助金の交付決定）

第7条 区長は、第5条第3項の規定により運営事業者から提出された補助金の交付申請、宿泊者名簿および報告書等の内容を審査し、補助金交付の可否およびその額を決定して、第2号様式により運営事業者に通知する。

(補助金の請求)

第8条 運営事業者は、前条の規定による補助金の交付決定通知を受領後、前条の規定により決定された額の補助金を区長に請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 区長は、前条の請求があった日から30日以内に運営事業者に当該月分の補助金を交付する。

(補助金の決定の取消しおよび返還)

第10条 区長は、区民または運営事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全部または一部の交付の決定を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて当該補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

3 区民または運営事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられた場合は、当該補助金を受け取った日から納付する日までの日数に応じ、当該補助金の額に年10.95パーセントの割合で計算した違約金を納付しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、保養施設の利用に係る区民宿泊料金の補助金の交付に関し必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から適用する。

別表第1（第2条関係）

名称	所在地
品川荘	静岡県伊東市広野一丁目3番17号
光林荘	栃木県日光市細尾町676番地の1

別表第2（第2条関係）

区分		利用人数 (1室当たり)	宿泊料金（1人1泊当たり）		
			平日・休日	休前日	繁忙期
品川荘 光林荘	大人	2人以上	10,500円	11,000円	12,000円
		1人	12,700円	13,200円	14,200円
Aタイプ	子ども		7,800円	7,800円	7,800円

別表第3（第3条関係）

名称	補助金（1人1泊当たり）			
	一般区民	高齢者 障害者 障害者介護者 高齢者介護者 乳幼児保護者	子ども	障害児
品川荘	4,000円	5,000円	2,800円	3,800円
光林荘	4,000円	5,000円	2,800円	3,800円

別表第4（第6条関係）

区分		利用人数 (1室当たり)	<一般区民> 宿泊料金（1人1泊当たり）		
			平日・休日	休前日	繁忙期
品川荘 光林荘	大人	2人以上	6,500円	7,000円	8,000円
		1人	8,700円	9,200円	10,200円
Aタイプ	子ども		5,000円	5,000円	5,000円

備考（別表第2・別表第4共通）

- 1 宿泊料金には、消費税額を含む。
- 2 1室当たりの利用人数は、子どもおよび乳幼児についても1人として人数を計算する。
- 3 繁忙期とは、別に地域振興部長が定める日とする。

- 4 第2条第第12号ただし書の規定による宿泊の料金（以下「別料金」という。）がある場合にあっては、別表第4の規定にかかわらず、運営事業者は、別料金の額から、別表第3の補助金の額を除いて得た額の料金を申請者から徴収するものとする。
- 5 光林荘Bタイプの宿泊料金は、別表第2および別表第4の宿泊料金（前項の適用がある場合にあっては、同項の規定に基づき徴収する料金とする。次項において同じ。）からそれぞれ550円を減額した額とする。
- 6 第2条5号から9号にまでに掲げる者の宿泊料金については、別表第4の宿泊料金からそれぞれ1,000円を減額した額とする。
- 7 本表のほか宿泊料金の詳細については、別に区と運営事業者が締結する協定書にて定める。